関島社会保険労務士事務所便り

2013 年
2月号

社会保険労務士・行政書士
関　島　康　郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町２ - ７ - １２
電話：０３－３６０９－７６６８
FAX ：０３－３６０９－５０１０
ＨＰ： http://www.srseki.info

（梅）

年金の周知度　利点を知らせる工夫を

昨年 12 月 31 日付「朝日」新聞は、社説で「年金の周知度　利点を知らせる工夫を」として、国が行う年金について、そのメリットが周知されていないことをとりあげ、その解決策を提案しています。

社説は、冒頭、「障害年金をご存じだろうか、重い重傷を負った場合、月約 6 万 5 千円から 8 万 2 千円が生涯受け取れる制度だ。若者でも実感できる国民年金加入の大きなメリットである。」と述べています。

ところが、この障害年金の制度を知っている人は 54.1％で 6 年前より 5 ポイント減っているといいます。

また、国民年金の半分は税金で賄われ、民間保険ではあり得ない「お得な制度」であることを知っている人は、33.4％しかいなく、このことを知っている人は 6 年前より 7 ポイントも減っているといいます。

一方、国民年金の未納者のうち、民間の個人年金に入っている人が 8.6％もいて、その人たちは月平均で 1 万 4 千円の保険料を払っているとのこと。国民年金の 1 万 5 千円とほぼ同額の保険料を払っていることになります。本末転倒の考えを持っている人が実に多いことに驚きます。

社説は、「こうした不合理な行動が起きるのは、制度を周知させる努力が足りなかったからだ。」と指摘し、民主党政権下の事業仕分けでの年金制度広報費削減を批判し、次の二つのルートで取り組みの強化を提案しています。

一つは、市町村との連携強化での広報活動の展開です。市町村にとっても無年金者、低年金の住民が減れば生活保護の財政負担が軽くなります。

二つは、学校教育。非正規雇用が増えているなか、自分の身を守る知識が必要と説き、教え子を無防備のまま社会に送り出すことは避けるべき、としています。

この提案は重視されるべきでしょう。

東京都社会保険労務士会や葛飾支部は、東京都や葛飾区に都立高校、区立中学・小学校での社会保険、年金制度の特別講座の開催を申し入れています。

確定申告で税金を取り戻す

◆２月１６日手続き開始

確定申告の時期が来ました。確定申告は、所得税を納税する義務のある人が昨年１年間(1 月 1～12 月 31 日)の所得を計算し、それに応じた所得税を確定して申告することです。期間は 2 月 16 日から 3 月 15 日までに申告書を税務署に提出します。

給与所得者の場合は年末調整で清算していますので申告義務はありません。しかし、年末調整で対応できない医療費控除などを受ける場合は確定申告をしなければなりません。この還付申告は申告期間に関係なくいつでも可能です。

◆確定申告の必要な人

① 所得税を計算した結果、納税額が発生する人。

② 税制上の特例を使って税額を減免する制度を利用する人（住んでいる土地や家を売って 3 千万円控除を受けるなど)。

③ 給与所得が 2 千万円以上ある人や給与所得以外に20万円を超える所得がある人。

④ 確定申告で税金が戻る人(給与、年金、原稿料、報酬など受け取って源泉徴収税額がある人)。医療費控除や寄付金控除、住宅ローン控除の初年度手続きがある人も税金の還付手続きができます。

◆年金収入 400 万円以下の人は申告不要

公的年金等の収入が 400 万円以下で、その他の所得が 20 万円以下の人は、確定申告が不要になりました。

しかし、年金収入が 400 万円以下であっても、所得税が源泉徴収されている人は、医療費控除や寄付控除を確定申告することで税金の還付を受けることができます。

一方、住民税に申告不要制度はありませんので、所得税を申告すると納税額が増える人は確定申告をせず、市区町村の窓口で住民税の申告だけをするという方法も可能です。

医療費控除の仕方と注意

① 昨年 1 年間に払った医療費の合計が基準額をこえると受けられます。控除を受けられるのは払った医療費が10万円以上の場合のみと思っている人がいますが、実際には所得金額の５％が下限です。所得が 200 万円未満であれば、医療費が所得の 5%を超えていれば申告できます。

例えば、65 歳以上で年金収入が 200 万円の人の場合、所得金額は公的年金控除の 120 万円を引いた 80 万円でその 5%＝4 万円を超える医療費は控除の対象になります。

② 控除の対象となる医療費は本人だけでなく生計を一にする配偶者や親族の分も合計できます。

③ 対象となる医療費は保険適用のない自費診療、通院のための交通費も含まれます。

医療費控除額の計算

医療費控除額（上限 200 万円）	＝	2012 年に支払った医療費の合計	－	高額療養費や保険などで戻ってきた金額	－	年間所得の５％（10 万円が限度）

社員の健康管理の取り組みが重視

◆健診を受診しない社員と
その上司はボーナス減額！

コンビニエンスストア大手のローソンが発表した、健康診断に関する新制度が話題になっています。健康診断を受けない社員に対し、会社は３回程度、受診するよう促し、それでも受診しない社員についてボーナスの 15%、その上司についても 10%を減額するという制度です。

かなりのインパクトがある制度ですが、同社では、健康診断受診率が約 83%にとどまっていることから、健康で長く勤めてもらうために、あえてこうした制度を導入することにしたそうです。もちろん、会社の医療費負担の軽減にもつながるでしょう。

社員の健康管理に関する取組みが、ますます進んでいるようです。

◆安全配慮義務違反による高額な賠償金

社員が健康診断を受診しないことは、「安全配慮義務違反」による会社のリスク要因となります。また、受診していなかった社員の健康状態が関係した労災事故等が発生し、社員が死亡してしまったような場合には、裁判となり、相当高額な賠償金の支払いが会社に命じられる可能性があります。賠償額が１億円を超える判例もめずらしくありません。

民間の賠償保険もありますが、様々なリスクやコストを考えると、結局は日頃の労務管理をしっかり行うことが最も合理的な選択なのです。

◆就業規則等の整備

後々のトラブルを予防するためには、「社員は健康診断を受診しなければならないこと」や「会社が受診を命じることができること」を、就業規則に規定しておくことはもちろんですが、受診しない社員に対する指導や懲戒については書面で残しておくことが重要です。

また、既往歴や持病があったり、診断の結果、異常が認められたりした社員については、労働時間の管理や業務の見直しを行うことも重要です。

過労死につながりやすい、脳・心臓疾患の最大の発症要因となっている、「血圧」「血糖値」「コレステロール値」「肥満」は，定期健康診断等の結果から、ある程度発症リスクを事前に把握することが可能です。

春先に健康診断を行う会社が多いですが、今年はぜひこうした観点から健康管理について考えてみましょう。

topics トピックス

●協会けんぽ保険料　10%に据え置き

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、2013年度における全国平均保険料率（労使折半）について、2012年度と同じ10%に据え置く方針を決めた。都道府県別の保険料率についても変更は行わない。収支均衡のためには平均で 10.07%に引き上げる必要があったが、準備金を取り崩して現行の保険料率を維持する考え。（1月31日）

●厚労省「追い出し部屋」問題で調査へ

厚生労働省は、大手企業を中心に「追い出し部屋」と呼ばれる部署が増加している問題に関して、調査が終了した５社のほか、新たに３社を調査する方針を示した。違法な退職強要などの有無を確認するため、部署設置の目的や業務について、人事担当者などから任意で聞き取り調査を行う。今後、同様の部署の広がりが明確になれば、部署を設置した企業数の調査も検討する考え。（1月30日）

●生活保護　３年で800億円削減へ

政府・与党は、生活保護のうち、年末に特別に支給する手当の見直しを含む、生活費にあたる生活扶助の国庫負担を、３年かけて約800億円減らすことでほぼ合意した。減額される率は世帯や住む地域によって変わるが、全体で８％の削減となる。厚生労働省が公表した検証結果では、多人数世帯への支給額が、低所得世帯の生活費の水準を上回る逆転現象が報告されていた。（1月25日）

●低所得者に現金給付・軽減税率は見送り

政府は、消費税が８％に上がる2014年４月から低所得者向けに現金の給付措置を実施する方針を固めた。それに伴い、2014年度から導入が検討されていた食料品などの生活必需品の税率を抑える軽減税率は、先送りされる方向となった。（1月17日）

●交際費の損金算入拡大を検討

政府・自民党は、中小企業に対し、交際費のうち損金に算入できる額を広げる方針。現在、600 万円の交際費を上限とし、９割まで損金とすることが可能だが、この割合を引き上げ、全額算入できるようにする案が検討されている。また、交際費の上限自体を見直す案も併せて検討される。（1月16日）「

●若者の就業を支援した企業に助成金

政府は、今年度の補正予算案に「若者・子育て支援」として2,200億円を盛り込み、企業が失業中や非正規社員の経験しかない若者を雇用して職業訓練を実施した場合に、１人当たり月15万円、さらに正社員にすれば年 50 万円をそれぞれ最長２年間支給する仕組みを創設する方針を示した。同様の施策として従来あった「トライアル雇用」制度に比べ、支給額は大幅に増加する。（1月９日）

●税制改正案　給与増で法人税の負担減

政府は、2013 年度の税制改正において、企業が雇用や給与を増やした場合に増加分に見合う一定割合を法人税から差し引く制度を創設し、企業における雇用を促進する考えを明らかにした。経済再生を税制面から後押しする施策として、緊急経済対策に盛り込む予定。（1月９日）